

旭川市建築部建築・設備関係請負工事監督要領

旭川市建築部公共建築課
旭川市建築部設備課

旭川市建築部 建築・設備関係請負工事監督要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、旭川市長が契約する請負工事（建築部公共建築課及び設備課職員が監督業務に当たる工事に限る。）の施工に際し、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、契約の適正な履行を確保するとともに、工事が円滑に進められるよう、監督業務を行う職員（以下「工事監督員」という。）の指定及び職務について定める。

(工事監督員の指定等)

第2条 公共建築課長又は設備課長（以下「工事担当課長」という。）は次表の区分に応じて、工事の請負契約ごとに工事監督員を指定する。

項目 名称	対象職員	対象工事
総括監督員	工事担当課長又は工事担当課長が指定する職員	全ての工事
主任監督員	監督業務を本務とする課長補佐，担当係長又は主査	工事担当課長が監督業務上，主任監督員を指定する必要がないと判断したものを除いた工事
監督員	工事担当課長を除く監督業務を本務とする全ての職員（必要に応じ2名以上指定することができる。）	全ての工事

- 2 工事担当課長は、工事監督員を2名以上指定した場合は、各工事監督員の分担する業務内容を明示する。
- 3 工事監督員は、工事目的物の受渡しをもって解任される。
- 4 職員の配置その他のやむを得ない事情があるときは、第1項の規定によらないことができる。

(工事監督員の一般的職務)

第3条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 契約の履行についての請負人又は請負人の現場代理人（以下「現場代理人」という。）に対する必要な指示，承諾又は協議
 - (2) 契約図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負人（約款第10条第2項により現場代理人が請負人の権限を行使する場合は、現場代理人。第17条を除き、以下同じ。）が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 契約図書に基づく工程の管理，立会い，工事の施工状況の検査（確認を含む。）又は工事材料の試験若しくは検査
 - (4) 工事の内容の変更，一時中止又は契約の解除の必要性があると認められる場合における措置に係る上申（理由を含む。），その他契約図書に基づく必要事項の報告
- 2 工事監督員は、請負契約の適正な履行を確保するために、契約図書を把握しなければならない
 - 3 工事監督員は、監督の実施に当たっては、請負人の業務を不当に妨げる行為をしてはならない。

4 工事監督員は、監督上知り得た業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。

(工事監督員の職務分担)

第4条 工事監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行う。

2 総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 前条第1項第1号の内、特に重要なもの
- (2) 主任監督員を置かない場合は、総括監督員が第3項第1号から第3号までの業務を行う。
- (3) 前条第1項第4号の工事担当課長に対する報告

3 主任監督員は、総括監督員の指示によるほか、監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 前条第1項第1号のうち、重要なもの
- (2) 前条第1項第2号のうち、重要なもの
- (3) 前条第1項第3号のうち、重要なもの
- (4) 前条第1項第4号の総括監督員に対する報告

4 監督員は、総括監督員又は主任監督員の指示によるほか、主に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 前条第1項第1号(重要なものを除く。)
- (2) 前条第1項第2号(重要なものを除く。)
- (3) 前条第1項第3号(重要なものを除く。)
- (4) 前条第1項第4号の総括監督員又は主任監督員に対する報告

第2章 工事の監督

(契約図書に基づく処理方法)

第5条 工事監督員は、契約図書に示された指示、承諾(図書等の作成を含む。)、協議、検査及び確認等の経過を書面により適正に処理する。

(施工計画書の受理)

第6条 工事監督員は、請負人から提出された施工計画書により、施工計画の内容を把握する。施工計画に変更が生じた場合も同様とする。

2 前項の施工計画書のうち、総合施工計画書については、確認の後、工事担当課長に報告し、その確認を受ける。

(施工体系図及び施工体制台帳の受理)

第7条 工事監督員は、請負人から提出された施工体系図及び施工体制台帳により、施工体制の把握及び確認を行う。施工体制に変更が生じた場合も同様とする。

(支給材料及び貸与品の検査、引渡し)

第8条 工事監督員は、契約図書に定められた支給材料又は貸与品について、その品名、数量、品質、規格又は性能を契約図書に基づき検査し、引渡しを行い、請負人から支給材料受領書を徴し、物品管理者に報告しなければならない。

2 工事監督員は、前項の規定により引渡しを行った後、請負人から支給材料又は貸与品にかしがあり使用に不当でない旨の通知があった場合は、その事実を確認し、物品管理者に報告しなければならない。

3 工事監督員は、工事の完成時(完成前にあつては支給材料の精算を行うことができるとき)、現場代理人から支給材料の精算に係る書類の提出があった場合は、その内容が事実と相違ないことを確認する。

4 工事監督員は、工事の完成、変更又は契約の解除によって支給材料（貸与品を含む。）の返還を受ける場合は、契約図書に示す場所において、第1項の検査を行い、これを受領して、請負人から支給材料返納書を徴し、物品管理者に報告しなければならない。

（指定材料の確認）

第9条 工事監督員は、契約図書において、工事監督員の検査若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は工事監督員の立会いの上、調合若しくは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質、規格等の検査又は確認を行わなければならない。

（工事監督員の立会い）

第10条 工事監督員は、契約図書において工事監督員の立会いの上、施工するものと指定された事項について、請負人から請求されたときは、立会いを行う。

（工事施工状況の確認）

第11条 工事監督員は、契約図書において段階確認後施工するものと指定された事項について、請負人から段階確認の請求があったとき又は工事監督員が特に必要と認めたときは、出来形、品質、規格、数量等の施工状況の確認を行う。

（監督体制の強化）

第12条 工事監督員は、契約課長から調査基準価格を下回って契約を締結した工事の通知があったときは、工事目的物の品質管理を行うため、旭川市建設工事等低入札価格調査要領及び旭川市最低制限価格制度実施試行要領に定める監督体制の強化等の措置をとる。

（改造請求及び破壊による検査）

第13条 工事監督員は、工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行うことができる。

2 工事監督員は、契約図書において工事監督員の検査、確認、立会い及び見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定されたもののうち、請負人がその義務を怠って施工した場合、又は工事の施工部分が契約図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合に、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

（工程把握及び工事促進指示）

第14条 工事監督員は、請負人からの履行報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。

2 工事監督員は、請負金額が2,000万円以上の工事については、請負人から工事月報及び工事進捗状況表を提出させることにより、工事の進捗状況その他契約の履行について必要な事項の報告をさせるものとする。なお、土木工事については、請負金額にかかわらず工事旬報を提出させる。

3 工事監督員は、前項の報告に際し、必要があるときは、全体の進捗状況を確認できる写真（3枚程度）を併せて提出させる。

4 工事監督員は、第2項による提出を受けたときは、主要な作業種目、作業量及び主要資材搬入量を確認した上で、これを翌月5日までに工事担当課長に報告する。

5 工事監督員は、前項の確認及び報告に当たっては、工事代金の支払い計画等に支障の生じないように、関係部局との連絡調整を行う。

(関連工事との調整)

第 15 条 工事監督員は、当該工事に関連する他の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、請負人に対し必要事項を指示する。

(書類の整理)

第 16 条 工事監督員は、請負人から提出若しくは自己が作成した工事施工協議簿、地元対応の経緯及び関係機関との協議、報告書等について、その経緯を明らかにし、整理しておかなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 17 条 工事監督員は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められるとき又は主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他請負人が工事を施工するために使用している下請負人で、工事の施工若しくは管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、旭川市工事安全対策要領に定めるとおり事務処理をするとともに、工事関係者の措置請求に係る上申書を建築部長（工事請負金額が 1,000 万円未満のときは、工事担当課長。以下同じ。）に提出し、その指示を受ける。

(条件等不一致に関する調査、確認)

第 18 条 工事監督員は、次の各号に掲げることについて、請負人からその事実の確認を請求されたとき又は自らその事実を発見したときは、請負人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと
 - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について、予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 工事監督員は、前項各号の確認後、速やかにその内容を工事担当課長に報告するとともに、調査結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を調査終了後 14 日以内に請負人に通知しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 工事監督員は、前条の確認の結果、設計図書を変更する必要があると認められるときは、設計変更上申書を建築部長に提出し、設計変更するかどうかの指示を受ける。

- 2 工事監督員は、依頼課から工事に関係する要望があった場合など、設計図書を変更する必要があるときは、設計変更上申書を建築部長に提出し、設計変更するかどうかの指示を受ける。
- 3 工事監督員は、賃金等の変動に伴い請負代金が著しく不相当になったときは、「賃金等の変動に対する旭川市建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項の取扱いについて」に定めるとおり、発注者又は受注者からのスライド協議の請求及び請負代金額の変更の協議の事務処理を行う。また請負人と協議を行った結果、スライド額についての設計変更が必要な場合は、設計変更上申書を建築部長に提出し、設計変更するかどうかの指示を受ける。
- 4 工事監督員は、建築部長が必要と認め指示のあった場合における設計図書の変更に伴い契約変更が必要な場合は、その事務を総務部長に依頼する。

5 工事監督員は、設計図書の変更に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行う。

(請負代金の変更に代える設計図書の変更)

第 19 条の 2 工事監督員は、請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負人と協議し請負代金額の変更に代えて設計図書を変更する。

(工事の一時中止)

第 20 条 工事監督員は、工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲、理由を付し、工事の一時中止に係る上申書を建築部長に提出し、その指示を受ける。

2 工事監督員は、建築部長が必要と認め指示のあった場合における工事の一時中止に係る事務については、総務部長に依頼する。

3 工事監督員は、工事の一時中止に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行う。

4 工事監督員は、請負人から工事の一時中止に係る承諾書が提出された場合は、速やかに建築部長に報告しなければならない。

(工期の延長請求)

第 21 条 工事監督員は、請負人から工期の延長変更に係る請求書類の提出があった場合は、工程状況及びその理由に関する調査を行い、工期の延長に係る上申書を添えて建築部長に提出し、その指示を受ける。

2 工事監督員は、建築部長が必要と認め、指示のあった場合における工期の延長に係る事務については、総務部長に依頼する。

3 工事監督員は、工期の延長変更に係る請求に伴い、工期を変更する必要がある場合は、工期の算定を適切に行う。

(損害発生時の調査及び報告)

第 22 条 工事監督員は、工事目的物の損害について、請負人から報告を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、直ちに工事担当課長に報告するとともに、旭川市工事安全対策要領に定めるとおり事務処理をし、工事担当課長の指示を受ける。

2 第三者に及ぼした損害についても、前項の規定を適用する。

(不可抗力による損害の調査及び報告)

第 23 条 工事監督員は、天災等の不可抗力により、工事目的物の損害について、請負人から損害発生に係る通知を受けた場合は、請負人の立会いの上、その原因、損害の状況等を調査し、直ちに工事担当課長に報告するとともに、旭川市工事安全対策要領に定めるとおり事務処理をし、工事担当課長の指示を受ける。

(部分使用)

第 24 条 工事監督員は、依頼課から部分使用の依頼があり、部分使用が可能と認める場合は、工事担当課長に報告し、工事担当課長は、契約課長に部分使用に係る事務処理を依頼する。

(現場発生品の処理)

第 25 条 工事監督員は、工事現場における発成品（残存物件，発生物件）について、請負人から生産物件（発生材）報告書の提出があったときは、規格，数量等を確認し，その保管方法等について指示を行い，速やかに依頼課に報告する。

（地元対応）

第 26 条 工事監督員は，地元住民等からの工事に関する苦情，要望等に対し適切にその対応を行わなければならない。

（関係機関との協議，調整）

第 27 条 工事監督員は，工事に関して，必要に応じて関係機関との協議，調整等を行い，それに伴う必要な措置を講ずる。

（臨機の措置）

第 28 条 工事監督員は，災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは，請負人に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 2 請負人から臨機の措置について意見を求められたとき又は工事監督員が臨機の措置をとることを請求するときは，立会い，確認又は検査により災害防止その他工事の施工上の状況を把握した上で，その措置の妥当性について十分に確認しなければならない。
- 3 工事監督員は，請負人に対して第 1 項の請求を行ったときは，直ちに工事担当課長に報告するとともに，旭川市工事安全対策要領に定めるとおり事務処理をし，工事担当課長の指示を受ける。

（事故等に対する措置）

第 29 条 工事監督員は，請負人から事故等の発生報告を受けたときは，直ちに工事担当課長に報告するとともに，旭川市工事安全対策要領に定めるとおり事務処理をし，工事担当課長の指示を受ける。

（中間前金払の認定）

第 30 条 工事監督員は，請負人から建設工事中間前金払認定申請書の提出を受けたときは，支払要件を満たしているかを調査し，速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

- 2 中間前金払に係る手続は，旭川市中間前金払要領に定めるとおり適切に行う。

（出来形部分等の確認及び報告）

第 31 条 工事監督員は，請負人から出来形部分等検査願の提出があった場合は，当該部分の出来形を確認し，速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

- 2 工事監督員は，既済部分検査及び完済部分検査の出来形検査に先立って，出来形図及び出来形内訳書を検査員に提出しなければならない。

（内装工事の完了確認等）

第 32 条 工事監督員は，契約図書において揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度測定に伴う内装工事の完了期日が指定された場合において，請負人から揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願の提出があったときは，速やかに確認を行い，その結果について口頭で請負人に通知する。

- 2 前項の規定は，概成工期が指定された場合について準用する。この場合において，前項中「揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度測定に伴う内装工事の完了期日」とあるのは「概成工期」

と、「揮発性有機化合物（VOC）の室内濃度測定に伴う内装工事完了確認願」とあるのは「概成工期に伴う確認願」と読み替える。

（工事完成の確認、報告等）

第 33 条 工事監督員は、請負人からしゅん功届の提出があったときは、当該工事が完成したことを確認し、速やかに工事担当課長に報告しなければならない。

2 工事監督員は、建設工事検査事務処理要領に基づき評定を行い、工事施行成績評定表を工事担当課長に報告しなければならない。

（検査日の通知等）

第 34 条 工事監督員は、工事検査（建設工事検査事務処理要領に基づく検査をいう。）に先立って、口頭で検査日を請負人に通知する。

2 工事監督員は、工事検査に立会う。

附 則

1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 旭川市請負工事（建築・設備）監督要領（平成 9 年 12 月 1 日）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

2 旭川市都市建築部 建築・設備関係請負工事監督要領の運用指針（平成 16 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 28 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。